

令和 6 年 5 月 20 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究

研究期間：2022～2023

課題番号：22K13192

研究課題名（和文）第二次世界大戦時、地域共同体として町内会が果たした役割と実態に関する研究

研究課題名（英文）A study on the role and actual condition played by neighborhood associations as a community during World War II

研究代表者

白木澤 涼子（Shirakizawa, Ryoko）

北海道大学・経済学研究院・助教

研究者番号：90912410

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：惨事（カストロフィ）としての自然災害と戦争は、原因は大きく異なるが、対応策は結果として似たものとなる。また国際的な自然災害から9.11テロ事件などを比較研究した結果、被災地の文化や時代背景が異なるものの、地域共同体が果たす役割について復興や再建・減災のプロセスに関して重要な類似点が存在する。

本研究では、第二次世界大戦という未曾有の惨事の下、地域共同体である町内会が自ら人びとの命と財産を守るべく果たした役割を明かにすることを目的とした。自治組織としての町内会は、行政とせめぎ合いながら、地域の特性に合わせ、また人びとの連携の中で、経験や創意工夫によって戦時を乗り切ろうとしたことが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

歴史学では、第二次世界大戦下の町内会に対して否定的な評価がなされているが、町内会の実態に関する研究は進んでいない。一方、社会学では東日本大震災での町内会の働きをソーシャル・キャピタルとして評価する。本研究では、大戦下での町内会の働きをソーシャル・キャピタルから捉え直し、自然災害・「有事」に対する町内会の機能として、共通する重要な類似点を見出した。本研究の社会的意義は、今後のわが国の自然災害・「有事」を問わず、惨事に際し人々の生活と生命を守るために町内会がどのように働くべきか、どのようなことに留意すべきか、また行政とはどのように連携すべきかを、戦時下の事例を参考に必要性を見出したことにある。

研究成果の概要（英文）：Natural disasters and wars as catastrophes have very different causes, but the response measures are similar as a result. In addition, because of a comparative study of international natural disasters and the 9/11 terrorist attacks, there are important similarities in the process of reconstruction, reconstruction, and mitigation in terms of the role played by local communities, although the cultures and historical backgrounds of the affected areas are different. The purpose of this study was to clarify the role that neighborhood associations, which are local communities, played in protecting people's lives and property under the unprecedented tragedy of World War II. It became clear that the neighborhood association, as a self-governing organization, tried to survive the war through experience and ingenuity through cooperation with the people in accordance with the characteristics of the region, while competing with the government.

研究分野：近代日本社会経済史

キーワード：地域共同体 自然災害 有事 第二次世界大戦 明治地方自治体制 町内会 ソーシャル・キャピタル

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 歴史学における第二次世界大戦下の町内会の評価

歴史学では、第二次世界大戦中、町内会が1940年「部落会町内会等整備要領」(以下「要領」と略す)を経て市町村の下部機関となり、戦争の一翼を担ったとされた。同時に町内会は大政翼賛会の下部組織を兼ねており、その点からも戦時の官製の「上意下達」機関として批判の対象であった。戦時期の部落会・町内会に関する歴史学の研究としては、両宮昭一が、総力戦体制論と戦後体制へのつながりから論じ(両宮昭一『戦時戦後体制論』岩波書店、1997年)、佐々木啓は、一部の町内会では、地域リーダー層による強引な運営があったとする(佐々木啓「総力戦の遂行と日本社会の変容」『岩波講座 日本歴史 第18巻』岩波書店、2015年)。いずれも、地域共同体の「負」の側面に着目したものである。しかし「要領」以前の町内会は、地域における任意団体として、市制町村制ではカバーしきれない、地域住民の生活に密着した衛生・教育・治安・救済などを担っていた。「要領」以後は国家統制の下部機関となって国策を担ったという固定的な見方の中で、研究史においても戦時期の町内会の全国的な実態解明について進んでいるとは、言い難い。

### (2) 社会学における災害時の町内会に対する評価 ソーシャル・キャピタルとしての町内会

一方、わが国の社会学では、東日本大震災で町内会が果たした役割から、町内会は災害時におけるソーシャル・キャピタルとして再評価がなされている(似田貝香門・吉村直樹編『震災と市民 1-連帯経済とコミュニティ再生』東京大学出版会、2015年)。近年における国際的なソーシャル・キャピタルに関する社会学では、世界史的な自然災害から9.11テロ事件のような「有事」までを比較研究した結果、被災地の文化や時代背景が違うものの、地域共同体が果たす役割に関して復興や再建また減災のプロセスに関して重要な類似点が存在するという(D・P・アルドリッチ『災害復興におけるソーシャル・キャピタルの役割とは何か 地域再建とレジリエンスの構築』ミネルヴァ書房、2015年、23頁)。

さらにアルドリッチによると、ソーシャル・キャピタルは「諸刃の剣」、あるいは二面性を持つ資源として捉えることができるという。つまり、ソーシャル・キャピタルが常に公共財として機能し、すべての人びとに恩恵を与えるものではないということである(アルドリッチ前掲書、18頁)。歴史学が従来明らかにしてきた、戦時下における町内会の一部の実態は、町内会のソーシャル・キャピタルとしての「負」の側面に焦点を当てたものである。歴史学と社会学による、相反する評価は、町内会のような地域共同体が持つ、本質的な二面性を反映したものである。

### (3) 「惨事」(カタストロフィ)としての自然災害と戦争に対する、ソーシャル・キャピタル(町内会)の役割 現代的課題に応えるための歴史的事例の必要性

自然災害による被害と戦争による被害について、ニール・ファーガソンは、「惨事は多様な形を取りうるものの、同じような難題を提起」(ニール・ファーガソン『大惨事(カタストロフィ)の人類史』東洋経済新報社、2022年、66頁)すると述べる。自然災害と戦争を「惨事」(カタストロフィ)と捉え、両者の原因は大きく異なるが、「惨事」(カタストロフィ)における対応策は結果として似たものとなるという。

第二次世界大戦を巨大な「惨事」(カタストロフィ)として捉えるならば、人びとはその状況下でも自らの生活と生命を守らなければならない。従来、第二次世界大戦下の町内会は、「上意下達」機関として戦時の国家体制を支えるものとされてきたが、戦争が終了したのちも町内会活動が継続され、人びとの生活を支え続け、戦後の復興を担ったことをどのように捉えるのか。そこに住民自ら町内会を介して、人びとの生活と生命を守るためのソーシャル・キャピタルが構築され、「上意下達」を超えて、地域の実情に合わせた創意工夫がなされたものとする。一部の町内会に行き過ぎた行為があったとしても、仮に町内会が存在しなければ、国民生活はより壊滅的な状況に陥り、戦後の復興はさらに遅れたであろう。

一方、町内会などの地域共同体は、他の国家・地域、他の時代でも見られたように、また従来の歴史学が描き出したように、時として人びとを抑圧する「諸刃の剣」となる場合がある。では、「惨事」(カタストロフィ)の際に、地域共同体の「負」の側面を抑えることは可能であるのか。第二次世界大戦下の町内会の実態は、地域共同体の「諸刃の剣」に関する豊富な知見を与える。これらの解明により、現代の「惨事」(カタストロフィ)の際に地域共同体をどのように活用するのか、行政とはどのような連携を取るのか、一方でどのようにして地域共同体の「負」の側面を防ぐのかといった、具体的なヒントを多数提供することが可能となる。

第二次世界大戦を未曾有の「惨事」(カタストロフィ)と捉え、そこで町内会の働きをソーシャル・キャピタルの観点から捉え直し、その二面性を明らかにすることが、今後のわが国の自然災害・「有事」を問わず、「惨事」(カタストロフィ)の下で人びとの生活と生命を守る指針の一つになると考える。

## 2. 研究の目的

### (1) 町内会をソーシャル・キャピタル、ソーシャル・ガバナンスとして再評価する 歴史学・社会学・行政学を横断する総合的位置づけ

町内会に関しては、歴史学と社会学において別々の評価がなされている。また行政学では、1943年に市制町村制の下部機関として法制化されたにもかかわらず、高木証作『町内会廃止と「新生活共同体の結成」』（東京大学出版会、2005年）以外は、ほとんど研究対象となっていない。本研究では、町内会に関して従来相反する評価を行ってきた、歴史学と社会学との橋渡しを行い、さらに行政学として明治地方自治体制における町内会の位置づけを行うことで、町内会を地域共同体として歴史的に総合的に把握することを目的とした。

具体的には、社会学におけるソーシャル・キャピタルの概念を使って町内会を再評価すると同時に、戦時期に法制化されることにより、地域社会において市制町村制を補完する地方自治体としての機能を果たしたことを、ソーシャル・ガバナンス（本研究では、単に行政の一部を担うという意味とする）として行政学の観点から明らかにする。最終的に歴史学として、明治地方自治体制との関連から任意団体であった町内会が、「要領」後、市制町村制の下部機関となったのちも、第二次世界大戦という未曾有の「惨事」（カタストロフィ）の中で、「上意下達」の枠組みを超えて「戦時ナショナル・ミニマム」を遂行すべく果たした役割を具体的に明らかにし、従来の歴史学・社会学・行政学の成果を踏まえた、横断的で総合的な評価を行うことを目的とした。

### (2) 第二次世界大戦下の町内会が、人びとの生活と生命を守るために、果たした役割を明らかにする 将来の「惨事」（カタストロフィ）にどのように備えるかという現代的課題に応える

以上の学術的な目的以外に、以下について考察を深めたい。

わが国は、世界的にも自然災害の多い国である。関東大震災では首都がほぼ壊滅し、第二次世界大戦では、首都圏をはじめ全国的に空襲、その他による未曾有の被害を受けた。近年では阪神淡路大震災・東日本大震災、最近では能登半島地震が挙げられる。その中でも人びとは、復興を成し遂げ、普通の日常を取り戻し、あるいは現在も地域社会の立て直しに奮闘している。こうしたレジリエンスは、どのようにして得られたのか。アルドリッチやファーガソンが指摘するように、そこに何らかの共通点があり、レジリエンスの要因の一つに地域共同体である町内会があるとすると。こうした要因を歴史具体的に明らかにすることで、今後の自然災害や「有事」における、継続的で有効な対応策が得られると考える。また、アルドリッチは「中央の政府からの天下りの「空想の文書」である災害マニュアルでは、実際の災害の場面ではほとんど機能しないことが多い」（アルドリッチ前掲書、6頁）とも述べる。

第二次世界大戦下の町内会が、人びとの生活と生命を守るために、日本各地でさまざまな取り組みを行なったことを明らかにし、現代でも参考となる、地域の特色に根差しつつも、普遍的で具体的な事例を提供することを目的とする。

## 3. 研究の方法

町内会に関する文献としては、各府県史、市町村史の他、当時の雑誌や個人の手記・日記など、また、戦時の体験記などがある。これらを可能なかぎり渉猟した。国立国会図書館をはじめ、各道府県史を基に、町内会関係に関する史料調査を全国において同時に並行して行った。

以上の史料を基に、学会や研究会などで口頭発表を行い、論文としてまとめ上げる予定である。

## 4. 研究成果

### (1) 「惨事」（カタストロフィ）として自然災害と戦争を捉える 「惨事」（カタストロフィ）における第二次世界大戦下の町内会の活動

自然災害と戦争を「惨事」（カタストロフィ）と捉えることで、両者における対応策は似通ってくることを明らかにした。事実、第二次世界大戦時の防空に際しては、早くに爆弾や焼夷弾による空襲が想定され、その火災による被害は関東大震災火災とは比較にならないことが再三強調されていた（東京都編『東京都戦災誌』東京都、1953年、72頁）。自然災害と戦争による「惨事」（カタストロフィ）では、その原因は大きく異なるが、対応は非常に似通うことは、第二次世界大戦当時においても、戦争の早い段階から自覚され、具体的な方策に反映された。また地域共同体である町内会が、自然災害と戦争において果たす役割も、同様に復興や再建また減災のプロセスに関して重要な類似点が存在することを見出した。以上については、今後、具体的な事例を挙げて論証し、成果として公表する予定である。

### (2) ソーシャル・キャピタルの正負の二面性 町内会に関する歴史学と社会学の相反する評価の橋渡し 現代的課題に応える第二次世界大戦下の町内会の事例の提供

本研究で現代社会に対する最も重要な貢献は、地域共同体のもつソーシャル・キャピタルの二面性を明らかにした上で、今後のわが国の自然災害・「有事」を問わず、「惨事」（カタストロフィ）に際し人びとの生活と生命を守るために町内会がどのように働くべきか、どのようなことに留意すべきか、また行政とはどのように連携すべきかを考える際、戦時下の町内会の事例を参考とすることが可能となったことである。

町内会は社会学が見出したように、自然災害の際に、地域住民の実情に即した非常に有益な働きをする。しかし同時に、地域共同体 (= 町内会) と構成員との関係、また行政との関係、地域のマイノリティをどのようにして援助するかについて、留意する点が多々あることも第二次世界大戦の町内会の事例は警告する。第二次世界大戦下の町内会については、歴史学では批判の対象であるにも関わらず、その実態は全国的に明らかにされていない。新たに見出した史料では、戦時期ではないが、朝鮮人も町内会の構成員として受け入れ、ともに活動を行なった記録が存在した。戦時下においては、例えば、空襲の際に町内会長の先導による避難が、状況によっては有効であったとの証言が散見された。最近の能登半島地震では、日頃からの避難訓練が功を奏したとの事実もある。「惨事」(カタストロフィ)においては、地域共同体である町内会を中心とした活動が、非常に有益であることの証左である。また第二次世界大戦下の空襲などの混乱の中で、市の行政機能が停止し、町内会が一部、行政に代る働きを行なったなどの記述が、全国各地の史料で見られた。町内会が戦時下、人びとの生活を支え、人びとの命を守る働きを果たした事実を見出した。

このことが、本研究の一番の成果である。今回、各地で出会った史料から、地域の実情に応じた、また構成員の創意工夫を通じて、町内会を中心に人びとが如何に「惨事」(カタストロフィ)に向き合ったのかについての具体的な事例を発見した。さらに第二次世界大戦後、町内会は消滅するどころか引続き継続し、地域社会復興の中心として戦後の人びとの生活を支えた。

従来の歴史学が見出した町内会のイメージと、相反する事実は、町内会 (= 地域共同体) が、アルドリッチが指摘した通り、地域共同体のもつソーシャル・キャピタルは、「一定の条件下においてそれは多くの被災者に恩恵をもたらすが、しかし全員に対してではない。より強固なソーシャル・ネットワークは被災者の大多数にとって恩恵となるが、それが社会に存在する偏見の上に重ねられたときには特定のグループ内における社会的な関係によってグループ外の人びとの生活再建を遅くしてしまう可能性がある... ソーシャル・キャピタルをあまり多く持たない、社会の周縁部あるいは末端に取り残された人びとは、被災後にその恩恵に授けられないばかりか、強固なソーシャル・キャピタルを持つ人びとのグループによって害されることすらある」(アルドリッチ前掲書、18頁)という知見を、第二次世界大戦という、近代日本における最大の「惨事」(カタストロフィ)ともいべき歴史的事象に照らし併せて、実証的に補強する材料となった。

以上は、従来の町内会に関する歴史学と社会学の相反する評価に対して、具体的事例から歴史学と社会学双方の橋渡しをするものであり、現在、世界的に注目を集めているソーシャル・キャピタルに対して、近現代日本史から具体的な事例を提供するものである。

今後、本研究で集めた史料をもとに、実態の解明と再評価、さらには現代的課題に答えるよう、全国的な町内会の分析と理論化を進めていきたい。

### (3) 明治地方自治体制の「自治」としての町内会 行政学の観点(ソーシャル・ガバナンス)から町内会を位置づける 歴史学・社会学・行政学を横断する総合的評価

地域共同体である町内会が、「要領」により市制町村制に組み込まれた結果、町内会は行政の下部機関となった。そのために従来、戦時下の町内会は、配給や資源回収などから言及されることが多かった。

本研究では、町内会が行政として第二次世界大戦下で果たした役割を、特に帝国憲法の第20条「兵役ノ義務」と第21条「納税ノ義務」から考察を行なった。世界的に、フランスを母国とする大陸型の「自治」である明治地方自治体制の市町村は、自治体として自治事務を執行すると同時に、国の地方下部機関として国からの委任事務の執行にもあたるといふ、二重の役割を担わされてきた(西尾勝『行政学〔新版〕』有斐閣、2001年、65頁)。地方自治体の二重の役割のうち、市町村では国からの機関委任事務として、徴兵に関する事務が行われ、国に代わって国税徴収を行なった。このことは、明治地方自治体制の市町村が、第20条「兵役ノ義務」と第21条「納税ノ義務」を果たしていたことを意味する。

さらに1943年に町内会・部落会が市制町村制の下部機関として法制化されたことを受けて、市町村からの委任事務として「兵役ノ義務」と「納税ノ義務」を担った。具体的には、「兵役ノ義務」は「義勇兵役法」(1945年6月23日法律第39号)である。「義勇兵役法施行令」(1945年6月23日勅令第385号)第七条 義勇召集八本人ノ在留地所管ノ連隊区司令官又八陸軍兵事部長之ヲ掌ル但シ工場、事業場、学校、官衙其ノ他ノ施設ニ属スル者」のうち、「其ノ他ノ施設ニ属スル者」が町内会・部落会を指すもので、「第九条 義勇召集ニ関スル事務ニ付テハ... 第七条但書ニ規定スル施設ノ長其ノ他必要ト認ムル者ニ対シ之ガ補助ヲ命ジ又八之ヲ委嘱スルコトヲ得」と町内会長・部落会長が義勇召集を行なった。次に「納税ノ義務」は、「納税施設法」(1943年3月16日法律第64号)「第一条 本法ニ於テ納税団体ト八団体員ノ命令ヲ以テ定ムル租税公課ノ納付ヲ容易確實ナラシムル為当該租税公課ノ納付又八其ノ納付資金(納税資金ト称ス以下同ジ)ノ管理及当該租税公課ノ納付ニ関シ必要ナル事業ヲ行フ町内会部落会其ノ他ノ団体ヲ謂フ」で、町内会・部落会における納税組合の組織化である。ソーシャル・ガバナンスとして、「兵役ノ義務」と「納税ノ義務」を戦時下の町内会が果たした。

本研究では、明治地方自治体制の「自治」における、地方自治体としての町内会・部落会の歴史的位置づけを、行政学のソーシャル・ガバナンスとして再検討を行なった。

以上より、町内会をソーシャル・キャピタル、ソーシャル・ガバナンスとして再評価することで、町内会の歴史学・社会学・行政学を横断する総合的位置づけが可能となった。

#### (4) 全国的な第二次世界大戦下の町内会の史料の発掘

本研究の意義は、全国の第二次世界大戦下における町内会に関する史料を、各地で発掘したことである。

町内会に関する史料調査は、難航を極めた。全国を調査するにあたっては、戦時期の町内会に関する文献や、戦後の戦争体験記などを手掛かりに、国立国会図書館での検索をはじめ、全国の都道府県史などを網羅し参考とした。しかし、町内会の第二次世界大戦下の史料は戦災で失われている場合が多く、残っていたとしても戦後、とくに近年、町内会組織が解体・消滅していく中で、失われたものが多かった。そもそも町内会に残る史料が、貴重な史料とは考えられずに、町内会の倉庫の整理とともに破棄・焼却されそうになったものが、たまたま当該市町村の教育委員会に委託され難を逃れたという例もあった。また別の地域で、当初は、そうしたものは存在していないとのことであったが、実際に現地を訪れると、当地にはないが別の場所に移管されていたということが判明した。またある地方では、史料の存在自体公表していないため、目録もネット上には挙げておらず、実際に現地を訪れてはじめて史料の存在を確認したという所もあった。町内会の史料そのものはなかったが、現地の新聞記事や市町村の公報などから、当該地の特色ある町内会の活動が間接的にわかるものもあった。地域の町内会の史料については、当該地方自治体などで管理・整理・目録作りまで完了していないものも多く、実際に現地に行って関係者を直接訪ねて、あれこれ研究の趣旨をお話する中で、「それであるならば、こうした史料がある」とのことのでたり着いたものがあった。単なるネット上の検索では、わかりえない史料調査の醍醐味でもあった。

本研究の目的のひとつが、第二次世界大戦下の町内会の一次資料の発掘であったが、全国的に一程度の貢献ができた。特に、青森県八戸市と滋賀県で、まとまった町内会に関する一次史料群に出会うことができた。これらの史料は、従来の町内会の研究史に対して、新たな知見を提供するものである。以下、特に滋賀県彦根市長曾根町の史料について述べたい。

#### (5) 全国的に地域史料保存活動のモデルケースとなる「長曾根町歴史保存会」の事例

日の目を見ない史料や破棄されかかっている史料を発見し、整理・保存活動を行って次世代に残すことは、アーキビストだけでなく歴史家全体の使命でもあり、歴史学を研究する意義である。しかし研究者と史料保存・管理を行う人が完全に分離することによって、研究者は単に史料を利用するだけで、地道に史料を保存し管理している地域の人びとから遊離し、自らの研究を地域に還元することがない状況が生ずることが懸念される。

滋賀県彦根市の「長曾根町歴史保存会」では、近世から現代に至るまでの自らの町内会の史料を自ら管理・保存するという全国的に稀有な活動を行なっている。「長曾根町歴史保存会」の保有する史料が一次資料として非常に優れているだけでなく、町民自らの手で受け継がれてきたこと、それを自ら史料整理を行って目録を作成し、さらに長曾根町の歴史やそれに関する考察を『長曾根郷土史 わがふるさと長曾根の歴史』として刊行した。全国の地域史料保存活動の先駆的事例ともいえるものである。

「長曾根町歴史保存会」との出会いは、こうした地道な地域の人びとの努力に対して、歴史家としてどのように向き合い、また微力ながらもどのような形で貢献できるのかが問われるものであった。そこで「長曾根町歴史保存会」のメンバーを中心に学習会を開催した。町内で事前に告知されたこともあり、学習会には「長曾根町歴史保存会」のメンバーだけでなく長曾根町の幅広い人びとの参加があった。学習会では、史料保存の意義を歴史学だけでなく、社会的な取り組みとしてどのように位置づけられるのかを解説した。さらに「長曾根町歴史保存会」のメンバーが、自らの史料から導き出される疑問に対してできるだけお応えし、私個人では手に負えない疑問に対しては知り合いの研究者を紹介したりした。

「長曾根町歴史保存会」の独自性は、第一に、単に史料を自ら保存するだけでなく、「長曾根町歴史保存会」のメンバーひとりひとりが、史料に対する個別の課題を持ち、独自にその解明に挑んでいることにある。第二に「長曾根町歴史保存会」のメンバーそれぞれが得意とする分野（例えば撮影・整理・保存作業や、目録を作るにあたっての古文書の解読など）で、相互に学び合い、分担し協働しながら、保存活動を行っていることである。こうした活動の形態は、他の地域の保存活動のモデルケースと成り得るものである。

また他に、町内会として少子高齢化などによる地域社会の担い手不足に悩む現状に対して、いくつかの提案と大学研究機関などへの取次を行なった。全国で史料調査を行う過程で、同じような悩みを持つ、他の団体との連携のお手伝いできたことも、本研究の成果として挙げておきたい。

以上の取り組みの中で、「長曾根町歴史保存会」の史料や保存活動を、より大きな歴史学のプロジェクトに繋げることができた。

最後に「長曾根町歴史保存会」の地道な取り組みは、歴史学の今後の発展に大きく寄与するものであることを重ねて強調しておきたい。については、歴史を研究する者としてこうした活動にいかに応えていくかといった問題意識を持って、今後の研究に臨みたい。

(この部分については、中西聡「第7章 近代日本経済資料論3 民間資料 商家史料」石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史6 日本経済史研究入門』(東京大学出版社、2010年)を参照した)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 白木澤 涼子	4. 巻 11
2. 論文標題 北海道・樺太・沖縄県の地方制度から明治地方自治体制の「自治」を考察する：「会」、法人格、議決、地方費をめぐる	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 地域経済経営ネットワーク研究センター年報	6. 最初と最後の頁 73-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 白木澤 涼子	4. 巻 892
2. 論文標題 一九四〇年地方税法と明治地方自治体制：地方公共団体の整理と解体	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 38-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 白木澤 涼子
2. 発表標題 日本における町内会（地域コミュニティ）の歴史 近世から明治維新、第二次世界大戦、戦後まで
3. 学会等名 ウズベキスタン国際交流学会「ウズベキスタンと日本の地域コミュニティの主な特徴と役割」（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 白木澤 涼子
2. 発表標題 明治地方自治体制の危機と1940年地方税法制定 -1930年代における委任事務返上論と国庫補助増額要求-
3. 学会等名 社会経済史学会 第91回全国大会自由論題報告
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 白木澤 涼子
2. 発表標題 「明治地方自治体制の再編と「翼賛の自治」 1943年市制町村制中改正法の歴史的意義」
3. 学会等名 第101回内務省研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 白木澤 涼子
2. 発表標題 樺太は1918年制定共通法でなぜ「内地」とされたのか 大日本帝国憲法「日本臣民」・戸籍・徴兵令（兵役法）・衆議院議員選挙法・地方制度から
3. 学会等名 サハリン樺太史研究会 第61回例会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 白木澤 涼子
2. 発表標題 明治地方自治体制の「自治」論再考 - 藤田武夫・佐々木惣一の論説、地方税法・1943年市制町村制中改正法の帝国議会の論議から -
3. 学会等名 2022年度 政治経済学・経済史学会 秋季学術大会 自由論題
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 白木澤 涼子
2. 発表標題 第二次世界大戦（惨事・災害）後の北海道地域社会のレジリエンス 災害後の地域社会を市町村・地域共同体はどのように復興したのか
3. 学会等名 北海道経済学会 2022年度大会【ワークショップ】
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 白木澤 涼子
2. 発表標題 戦前における衆議院議員選挙法の施行要件とは 沖縄県・北海道・小笠原島・千島, 1945年台湾・朝鮮・樺太
3. 学会等名 日本植民地研究会 2022年度 春季研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 白木澤 涼子
2. 発表標題 郡制はなぜ消滅したのか 大陸型の「自治」としての明治地方自治体制
3. 学会等名 2023年度 政治経済学・経済史学会 秋季学術大会 自由論題
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関